

1. 都市計画マスタープランの概要

1-1. 計画の目的

標茶町(以下「町」という。)の都市計画は、昭和29年に都市計画区域の指定を受けてから約48年を経過しており、この間には市街地の計画的な発展を誘導し秩序ある健全な市街地をつくるため用途地域を指定し、土地利用の規制や街路・公園・下水道・土地区画整理事業などの都市基盤の整備を計画的に行ってきました。しかしながら、近年の町をとりまく社会経済環境は大きく変化し、少子高齢化、中心市街地の空洞化や住民の価値観の多様化等が顕著化しています。そのため、このような状況に適切に対応した個性的で快適な都市づくりを進めるためには、望ましい将来都市像を明確にし、諸施策を総合的かつ体系的に展開していくことが重要となっており、都市計画の果たす役割はますます重要なものとなっています。

こうしたなか、平成4年の都市計画法の改正によって、都市計画法第18条の2(市町村の都市計画に関する基本的な方針)が創設されたことを受け、町の都市計画の現状と背景を踏まえ、産業・社会構造の変化の急速な進展や住民の価値観の多様化等に適切に対応し、ゆとりと豊かさを実感できる居住の場としての個性的で快適な都市^{まち}づくりを進めるため、町民の理解と参加のもとに21世紀に目指すべき都市像を構築するとともに、都市計画に係る各種の施策を総合的・体系的に展開していくために将来的な都市^{まち}づくりの基本方針を示すことを目的として『標茶町都市計画マスタープラン』(以下「本計画」という。)を策定します。

従って、本計画は、都市計画法(以下「法」という。)を根拠法令として、町における都市計画に関する基本方針として策定します。

■都市計画関係法令の体系

